

橋本市教育委員会規則第1号

橋本市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり
公布する。

令和8年3月24日

橋本市教育委員会 教育長 今田



橋本市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

橋本市教育委員会事務局組織規則(平成18年橋本市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(事務分掌) 第8条 課及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 教育総務課～学校教育課 略 生涯学習課 (1)～(7) 略 <u>(8)・(9)</u> 略 <u>(10)</u> 20歳のつどいに関する事。 <u>(11)～(29)</u> 略</p>	<p>(事務分掌) 第8条 課及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 教育総務課～学校教育課 略 生涯学習課 (1)～(7) 略 <u>(8) 働く女性の家に関する事。</u> <u>(9)・(10)</u> 略 <u>(11)</u> 成人式に関する事。 <u>(12)～(30)</u> 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。